

## 想定される受援業務及び業務の概要

【行財政局】

### 1 標準的な業務（受援調整チームが調整を行う業務）

	受援業務	業務の概要	所管区局
1	救助（捜索）活動の支援に関する業務	・救助（捜索）活動を行う自衛隊、警察等の関係機関受入業務等の支援	防災・危機管理統括本部
2	河川・水路に関する業務	・河川・水路の復旧・復興業務	下水道河川局
3	道路に関する業務	・道路の復旧・復興業務	道路・交通政策局
4	港湾に関する業務	・港湾施設の点検、調査 ・港湾施設の復旧・復興業務	港湾局
5	避難所に関する業務	・避難所運営等の支援	区役所
6	物資に関する業務	・物資受入配分等の業務	経済局
7	健康・福祉・衛生に関する業務	・被災者への保健・衛生活動 ・生活機能低下者に対する支援 ・介護予防事業の支援 ・福祉施設等の運営の支援	健康福祉局
8	衛生に関する業務	・被災場所・避難所の衛生確保に関する業務 ・防疫活動 ・避難所の食品衛生指導 ・食品関係営業許可業務 ・食品・環境衛生、動物愛護等の相談業務 ・飼育動物等の保護、飼養管理等に関する業務	医療局
9	住宅・建築物等に関する業務	・住宅の応急修理等に関する業務 ・応急仮設住宅の供給（建設、借上、募集） ・被災住宅の早期復興のための相談窓口業務 ・保安上危険な建築物の調査・指導等の業務 ・仮設建築物の許可業務 ・建築確認申請の審査、検査業務	建築局
10	被害認定等に関する業務	・被害認定調査業務 ・罹災証明書等に関する業務	総務局 防災・危機管理統括本部
11	復興支援に関する業務	・復興計画の策定の支援	都市整備局
12	その他市及び区災害対策本部の業務	・災害救助法関連事務	防災・危機管理統括本部
		・死亡届及び火埋葬許可に関する業務	市民局
		・災害弔慰金等受付・支給事務	健康福祉局

※ 災害及び被害等の状況により、必要に応じて、表に記載されていない業務についても、他都市へ応援を要請する場合がある。それらの受援に関する事項については、受援調整チームが調整を行う。

2 専門性の高い業務（受入対象業務所管区局が直接調整を行う業務）

	受援業務	業務の概要	所管区局
1	消防活動に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動の応援</li> <li>・ 救助活動の応援</li> <li>・ 救急活動の応援</li> </ul>	消防局
2	応急医療活動等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急医療・救護等に関する応援</li> <li>・ 保健師が行う業務の応援</li> </ul>	医療局 健康福祉局
3	下水道に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道管きよの被害調査・復旧</li> </ul>	下水道河川局
4	上水道に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急給水の応援</li> <li>・ 管路の応急復旧</li> </ul>	水道局
5	災害時の廃棄物等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ等の運搬・収集</li> <li>・ がれき処理等に関する業務</li> <li>・ し尿の汲取り・処理</li> <li>・ トイレ対策等に関する業務</li> </ul>	資源循環局
6	建物・宅地等の危険度の判定に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急危険度判定に関する業務</li> <li>・ 被災宅地危険度判定に関する業務</li> </ul>	建築局
7	その他市及び区災害対策本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性相談窓口での対応業務</li> <li>・ 動物園の飼育動物の管理</li> </ul>	市民局 みどり環境局